

# ○大阪大学外国語学部学部章及びスクールカラー規程

平成 21 年 1 月 8 日  
制 定  
最近改正 令 5. 9. 14

(趣旨)

**第 1 条** 大阪大学外国語学部（以下「本学部」という。）の学部章（以下単に「学部章」という。）及びスクールカラー（以下単に「スクールカラー」という。）については、この規程の定めるところによる。

(学部章)

**第 2 条** 学部章は、別図 1 のとおりとする。

(スクールカラー)

**第 3 条** スクールカラーは、「えんじ」とし、CMYK カラーモデル C51, M90, Y51, K4 を標準とする。

(使用方法)

**第 4 条** 学部章に組み合わせて使用することができる文字は、原則として、別表 1 のとおりとする。

2 前項に規定する組合せの基本型は、別図 2 のとおりとする。

(使用)

**第 5 条** 本学部（本学部公認の学生団体を含む。次条において同じ。）は、尊厳と品位を損なわないよう配慮し、広く学部章を使用するものとする。

(本学部以外のものの使用)

**第 6 条** 本学部以外のものが学部章を使用しようとする場合は、外国語学部長（以下「学部長」という。）に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学部長は、前項の許可の願い出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないものとする。

(1) 本学部の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れのあるとき。

(2) 第 4 条に規定する使用方法に著しく違背するとき。

(3) その他学部章等の使用目的及び使用方法等が適当でないとき。

(使用許可の取消し及び使用停止)

**第 7 条** 学部長は、前条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、学部章の使用の許可を取消し又は使用を停止させることができる。

(事務)

**第 8 条** 学部章の使用に関する事務は、人文学研究科箕面事務部庶務係で行う。

**附 則**

この規程は、平成 21 年 1 月 8 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和 5 年 3 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**

この改正は、令和 5 年 9 月 14 日から施行する。

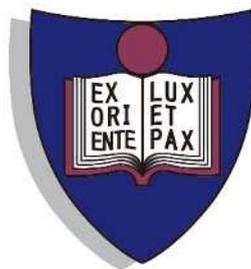
別表 1 (第 4 条関係)

大阪大学外国語学部
外国語学部
OSAKA UNIVERSITY School of Foreign Studies
The University of Osaka School of Foreign Studies
School of Foreign Studies, OSAKA UNIVERSITY
School of Foreign Studies, The University of Osaka
School of Foreign Studies

別図 1 (第 2 条関係)



別図 2 (第 4 条関係)



外国語学部



School of Foreign Studies

備考

- (1) 縦と横の比率は、7.5 対 7 とする。(別図 3 のとおり)
- (2) 色の規格は次に掲げるとおりとする。  
盾形：CMYK カラーモデル C100, M100, Y20, K0  
本形等：CMYK カラーモデル C51, M90, Y51, K4  
影：CMYK カラーモデル C30, M23, Y20, K0

別図 3 (備考(1)関係)

